

第3回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会

開催日時：令和5年10月26日(木) 午後2時から

開催場所：本庁舎2階 大会議室

議題

- (1) 計画の素案について
- (2) 「その他」について

出席者	富島 喜揮	淡河 洋一	藤澤 重樹	横田 浩基
	別府 健二	岩田 美郁	馬場 一起	川田 恵子
	森 亮治	三谷 浩二	中西 有彩	土生 奈加
欠席者	小坂 雅洋	香川 光廣	津山 京子	大坪 淳子

○事務局 ただいまより第3回坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会を開催させていただきます。本日は委員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

これからの議事進行につきましては、富島会長に議長をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。設置要綱に基づいて議長を務めます富島です。よろしくお願い申し上げます。では早速、議事に入ります。「議題1 計画の素案について」ということで、事務局より説明をお願いします。

○事務局 【資料1説明】

○会長 第1章から第4章まで説明がありましたが、何か質問はありますか。

○委員 第4章ですが、たとえば57ページと58ページを見開きで見られるようにした方が、いちいちページ繰らなくていいと思います。

もう1点は98ページの「(5) 救急・交通安全対策の推進」というところで、ここにこの前言いましたK-MIX Rを入れていただくのですが、「K-MIX R BASIC」に訂正をお願いします。

○委員 7ページに令和5年の人口が載っているのですが、確か総人口は5万人を切っていたと思うのですが、これは間違いはないですか。

○事務局 改めて確認いたします。ご指摘ありがとうございます。

○委員 86ページの取り組み指標に「中讃東圏域地域自立支援協議会就労部会」とありますが、どこで開催されているのですか。

○事務局 各事業所が集まりまして、自立支援協議会を開いております。開催回数は、偶数月に市役所に会場を設けて開催しております。それに加え、各研修等を踏まえて、会場を自立支援協議会の委託事業の中で場所を取って、そこで開催しているということなので、特定のところで開催しているわけではありません。

○委員 89ページの取り組み指標はどういう取り組みなのですか。チャレンジショップは令和4年度からで、他の事業は令和2年度から始めたということですか。

○事務局 実績については令和2年度からの表記という形になっております。ヨロコビ・ワゴンセールにつきましても、平成25年度から開催しているものですが、ここでは過去3年分の実績値を載せています。

○会長 委員の質問にあった人口のところをみると、特別支援学校の在籍児童生徒数は5月1日付が基準になっていて、その前の幼稚園の在籍児童数が4月1日と、それぞれ違っていますが、それは理由があつてのことでしょうか。

○事務局 計画のために改めて集計したものと、各報告別に担当課で集計したものをそれぞれ集めて掲載しています。教育委員会から提供された数字の集計値の基準日が5月1日というところで他とは、年度集計日は異なっています。

○会長 7ページの人口の推移との整合性は取れるのですよね。

○事務局 はい。時点自体については、それぞれでっておりますので、整合性と推移を見る分には問題ありません。

○委員 今の人口の部分ですが、国勢調査ベースで集計している常住人口が毎月市の広報に載っていると思います。あちらの方では4万人台になっているのですが、住民票ベースで人口を出している住民基本台帳では、4月1日現在の数字で50,715人となっています。

○委員 結局差別の問題にしても、虐待の問題にしても、認知度が低いままだと思います。市として広報やアピールはされているのでしょうか。あまり認知度が増えたと思えないところがあるので、お聞かせいただいたらと思います。

○事務局 具体的な話で言えば、以前の法改正の際にはチラシの配布等を行って行っていました。今回も配布等を行う中で啓発等も行っていくのですが、新規の事業である出前講座などにありますように、幼少期からの理解・啓発も進めていくところです。また合理的配慮についても、事業者さんに拡大されるというところがあるかと思います。そういった民間に向けての啓発等も検討していく予定です。

○委員 同和教育に関しては学校などで熱心にされていると思いますが、こういう差別とか虐待とか、そういう問題に対しても、学校などで小さい時から教育した方が意識の醸成になると思います。

○事務局 学校教育の関係ですけれども、同和问题だけではなく、人権問題全般について幼少期からの学習を取り入れています。しかし同和问题に関しても、障がい者の問題に関しても、一般市民の認知度はあまり高くないというのが現状ですので、今後も啓発等に努

めてまいりたいと考えております。

○会長 その他ありますか。

○委員 15 ページの「3 障がい児の状況」で、「保育施設等」と「幼稚園」という言葉がありますが、最近こども園がありますよね。これはどっちに入るのか聞いたら、保育施設等に入ることですので、何か説明があってもいいかなと思います。

○事務局 「保育施設等」の方に含まれるのですが、レイアウト上可能か、検討させていただければと思います。

○委員 45 ページの災害時の避難行動について、障がい者は自分で避難できないという人が多いです。特に知的障がいの方は半分以上が自分で避難できないとありますので、障がい者は要望に応じて避難場所を確保するという方針で進めているということですか。

○事務局 福祉避難施設等も災害時には開設される予定となっております。97 ページには福祉避難所（二次避難所）を確保するというのが目標として入っております。

○委員 97 ページの取り組み指標の令和 8 年度の目標値を 400 に変えた理由をお聞かせいただきたいと思います。

○事務局 現在危機管理課で避難行動要支援者名簿を作成しております。こちらは配慮が必要な方向けの名簿ではあるのですが、そちらの方に災害時に情報を開示してもいいかという了承と、避難計画作成の了承を行うための意思の確認等を行っているところです。全体の回答件数から踏まえての目標値になっておりまして、この名簿の作成希望者をもとに、目標値を定めています。

○委員 令和 8 年度の目標値は 400 でいいのですが、令和 7 年や令和 6 年は令和 5 年の 59 より増やすという考えでいいのでしょうか。

○事務局 そうですね。そこは純増していくという考え方で問題ないかと思います。

○委員 障がい者も前もってふくし課に、災害があった時に救助をお願いしますという連絡をとって、確認をとってれば、救助していただけるということですか。

○事務局 危機管理課で個別避難計画を進めていますが、この対象者というのが、第一弾としましては、精神障害者手帳 1 級、2 級、身体障害者手帳 1 級、2 級、療育手帳マル A、A の方を対象として名簿を作成しまして、その方に対して、災害があった時に誰か助けてもらえる人がいますか、またその時にあなた達の情報を他の人達、自治会とか地区の防災組織に知らせてもいいですかということで、案内を行っております。その中で希望があった方については、実際誰がそこに助けに行くか、という計画を作成中です。今後はそういった障がいのある方を対象とした防災避難訓練も行っていく予定と聞いております。

○委員 1 級、2 級の方は分かります。それ以外に独居老人で手帳を持っていないという方もおられますので、そういう方も相談すれば該当するか、しないかを審査していただけるということでしょうか。

○事務局 はい。今ご案内しているのは 1 級、2 級の方ですけれども、それ以外でも自分

で避難が困難という方がいらっしゃいましたら、計画に誰が助けに行くとか、反映していくことは可能ですので、そういった方がもしいらっしゃいましたら、地域の民生委員、自治会等が案内に行きます。

○委員 平成16年に台風が来て、浸水もあったのですが、その時には高松市で確か難聴者だったと思いますが、多くの被害が出た中で、やはり近所の方が一番の救いにはなります。市もバックアップしてもらおうという体制をとっていただいたらと思います。

○会長 とても大事なことですが、ここは方針を話し合うところです。委員がおっしゃったことは、何ページの何番に当てはまるのですか。もしもそこに当てはめられているのなら、それを説明してあげた方が早いと思います。

まだ5、6章もありますので、答える方も指針にしたがって答えてもらった方がいいのではと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 はい。おっしゃる通りです。今後の回答の方法につきましては、指針のページ等を指し示しながら回答していきたいと思います。

○委員 個別避難計画の関係がマルAとAの方だけということですが、BとかマルBの方も困難なことがたくさんあります。今のように、こちらの方から伝えていけば大丈夫ということが、どこかに書かれているのであれば、大丈夫かもしれないけれど、情報が伝わっていないところがあるので、それが明確になっていると助かると思います。

○事務局 97ページの⑤に関する話になってくると思います。おっしゃられたように個別具体的な話の中で、そういった方にも周知をしていくことも検討されると思います。指針の中には、協力体制を図りますという文章になっておりますので、その中で検討してまいりますという意味も含まれた回答になります。

○会長 好意的に取れば、そういうふうにするのだから行政は嘘をつかないだろうということでは信じるしかない。でも書いていないから、いざその時になって、書いてないからできませんということも言える。どちらかといえば、弱い立場の人側に立って書いた方がいいと思います。ただ全部書くと莫大な量になりますから、これは提案ということで、対象がはっきりしていないので、B、マルBの人達も含まれるというようなことを示すような内容にした方がよいと思います。

○事務局 名簿作成が始まったところで、段階的に広げているところなので、今は絞って、緊急に必要な方の調査をしています。そこからまた対象を広げて内容を把握していくこととなりますので、ご理解いただきたいと思います。

○会長 では他になれば、5章、6章の説明をお願いします。

○事務局 【資料1説明】

○会長 先程の説明に対して、質問等がございましたら、よろしくをお願いします。

○委員 108ページの令和8年度の成果目標ですが、これは施設に入っている方を家に帰すという計画ですか。

○事務局 家に帰すというよりも、地域生活へ移行を促すというところになりますので、自立支援を目標とした計画になります。たとえば一人暮らしを始めたり、地域移行への方法はさまざまにありますので、そういった日常生活が行えるようにするためのサービスとなります。

○委員 今でも自分さえよかったらいいという地域があります。そういうところに施設から帰って、地域の人に支援してもらってくださいと言ってしてくれると思いますか。これは要するに予算の削減が目的ですか。

○事務局 予算を削減するとか、そういう目的ではございません。あくまで施設に入った方の自立を目的としているものになりまして、そこの地域の方というのも、支援者の中にも含まれてくると思いますが、基本的には障がい者自身が自立して生活して、地域に定着していくための支援を行っていくという内容になります。

○委員 良くなるような障がいだったらいいのですが、障がいというのは、年をとるごとに悪くなる障がいのほうが多い。その悪くなった人も、選別して施設から帰すということですか。

○事務局 そういうことではないです。もちろん障がいの特性に応じて、定着できる、できない、そういったところも考えていかなければいけないと思います。

自立していける方については、個性、特性を伸ばして、地域にできるだけ帰っていけるように支援していく。地域定着支援事業等もございますので、後々もサポートしていくというようなサービスもあります。あくまで自立できる方を増やすということを目指しています。

○委員 わかりました。うちの障がい者団体で、施設に入って楽しく生活を送っていたけれど、家庭の支援がなくて、家に帰らされたという会員さんがおられたので、心配をしました。やはり社会的弱者の人を、最終的に支えてもらうのは自助よりも公助になりますので、そこは障がい者の身になって対処していただきたらと思います。またそれも施設の方にご存じだと思いますので、お願いいたします。

○会長 委員のおっしゃることはごもっともです。地域生活、社会参加ということで、家に帰ることと違って、社会に参加することと区別されて事務局が説明されていました。やはり人間は干渉されない、自分が好きなように自由なことができることを望まれると思います。方針を決めたら、具体的に何をするかということは、その方針に従ってきちんと考えてほしい、応対してほしいと思います。

○委員 施設入所者の削減率が令和4年度末時点の5%なのですが、前は確か1.6%だったので、急に上がったなと思いました。これに関して、障がい者は一般のアパートを借りる場合、まず貸していただけない。そうなったら、じゃあどこへ行くのかと思います。親亡き後の住まいがなくなるのではないかと。これは非常に家族会として心配しています。どこも入らせてくれない。結局は施設にお願いする、グループホームなどで生活するのが、

一番本人にとっていいとなるから、施設にお願いする方はずっと続くと思います。

○会長 個別のことよりも、ここにいる皆さんが、この計画を立てる時に事務局と話し合うことで、皆さんの周りには仲間が仕事しやすくなる。当事者の人達を支えやすくなるようにするための協議会です。方針を決めてもらって、委員の皆さん、周りには坂出市の市民の方、当事者の方がいらっしゃるわけですから、その人達が行政に、これはどうなっているのかと言えるようなものが準備できるように、ここで発言すべきと思います。

他に何かありませんか。ないようでしたら、これは次の時にお願いします。会議はまだあるのですよね。

○事務局 あと1回です。11月16日に開催予定です。今日いただいたお話と、各課に確認依頼、すり合わせ等を行っております。そういった修正を踏まえた作業、素案ではなく、計画の案について、第4回で最終話し合いというような形になります。

○会長 それが済んだら、もう冊子になって出てくるということですね。

○事務局 はい。年明けにパブリックコメントをする予定ではありますが、おおむねそういう心づもりでいただいた方がよろしいかと思います。

○会長 4回目の時は、今言ったことを踏まえて、読んできていただきたいと思います。では事務局に返します。よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。次回協議会は先程申し上げましたけれども、11月16日木曜日、午後2時から予定しております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、次回までに本日いただきましたご意見、庁内の各関係課との協議、調整を経て、素案の次の段階である計画案を作成いたします。そして次回が計画の検討を行う最終の協議会といたしまして、1月にパブリックコメントの実施を考えております。

それでは本日予定していました議事は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。